

3 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35及び定款第25条第1項の規定に基づいて、これを設ける。

(役 員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事とする。

(報酬の支給及び算定方法)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長については、別表1により報酬を支給する。
 - (2) 会長以外の理事については、報酬を支給しない。
 - (3) 監事については、理事会及び評議員会以外の日において、法人の運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合、別表1により報酬を支給する。
- 2 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、第3項に規定する退職慰労金を除く。
 - 3 会長が退職した場合は、退職慰労金を支給することができる。
 - 4 退職慰労金の支給及びその金額は、評議員会の決議により定める。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給時期は、次の各号による。

- (1) 年額で定め、1月を単位としたものは、その月の21日（この日が休日の場合は前日）とする。
 - (2) 1時間の額で定め、監査案件を単位としたものは、その都度支払うものとする。
- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成21年4月1日から適用する。
- 5 この規程の一部改正（別表1）は、平成27年4月1日から適用する。
- 6 この規程の一部改正は、平成29年6月13日の定時評議員会終結の時から適用する。
- 7 この規程の一部改正（第1条）は、平成31年4月1日から適用する。
- 8 この規程の一部改正（第1条、第3条）は、令和7年4月1日から適用する。

別表1

区 分	報 酬	算定基礎	支 払 方 法
会長業務報酬	120万円	年 額	1月を単位(年額を12で除す)
監事業務報酬	1万円	1時間	監査案件を単位